

仙台市パブリックコメント手続に関する実施要綱

(平成 22 年 7 月 22 日市長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画を促進するとともに、政策形成過程の公正性の確保及び透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な計画、方針、指針等（以下これらを「計画等」という。）の策定（改定を含む。以下同じ。）過程において、案の段階でその趣旨、内容を公表し、広く市民からの意見を求め、提出された意見に対する実施機関の考え方を明らかにするとともに、提出された意見を考慮して実施機関として意思決定を行うまでの一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

(対象)

第 3 条 パブリックコメント手続の対象となる計画等の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な施策に関する計画等の策定
- (2) 広く市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする権利義務に関する条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定の基礎となる計画等の策定
- (3) 前二号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

(対象の適用除外)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合はパブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 実施機関が計画等の策定に緊急を要すると認める場合
- (2) 実施機関が計画等の変更の程度が軽微と認める場合
- (3) 実施機関が計画等の策定における内容の決定に裁量の余地がないと認める場合
- (4) 附属機関又はこれに準ずる機関において、パブリックコメント手続に準じた手続を経て行った報告、答申等に基づき、計画等を策定する場合

(意見の公募)

第 5 条 実施機関は、第 3 条に規定する計画等を策定しようとする場合には、当該計画等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、意見の提出先及び提出方法並びに意見の提出のための期間（以下「意見公募期間」という。）を定めて広く市民の意見を求めなければならない。

第6条 前条の規定による公表及び公募は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市政情報センター、区役所その他実施機関が指定する場所での閲覧又は配布
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) 報道機関に対する発表
- (4) その他実施機関が必要と認める方法

2 前項の規定にかかわらず、計画等の案及び関連資料が相当量に及ぶ場合は、その概要を前項各号の方法により公表することとし、計画等の案及び関連資料全体については、所管課における閲覧のみとすることができる。

第7条 実施機関は、市民が計画等の案について意見を提出するために必要な時間を勘案して、意見公募期間を定めなければならない。

2 標準的な意見公募期間は、おおむね1か月とする。

3 実施機関は、市民から意見を公募する際は、次の各号のいずれかの方法により提出を求めるものとする。この場合、原則として住所及び氏名の記載を求めるものとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 市のホームページ（電子申請システム）
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が必要と認める方法

(提出された意見の取扱い)

第8条 実施機関は、提出された意見を十分考慮して意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、提出された意見に対する実施機関の考え方を、提出された意見と併せて公表するものとする。

3 第6条第1項の規定は、前項の規定により実施機関の考え方を公表する場合について準用する。

(実施状況の周知)

第9条 市長は、パブリックコメント手続を実施している計画等についてその一覧を作成し、周知を図るものとする。

2 前項の一覧には、案件の名称、意見公募期間、提出方法、計画等の案の入手方法及び問い合わせ先を記載するものとする。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から実施する。